

教育改革と「基礎・基本」(1)

— 学習指導要領、教育課程審議会答申にみる「基礎・基本」概念の変遷 —

常磐大学人間科学部非常勤  
前 結 城 市 教 育 長 伊 東 健

常磐大学人間科学部 森 山 賢一

本稿は教育における「基礎・基本」の問題について、戦後からこれまでの学習指導要領と教育課程審議会答申などをもとに整理し、我が国の教育界でどのように使用されたか使用回数、傾向を分析し、考察したものである。

「基礎・基本」の用語は一貫して重要な問題として取り上げられており、学校教育において徹底しなければならない内容であった。

「基礎的・基本的」、「基礎・基本」の両用語間の区別は、明確にされていないようであり、同時に使われている箇所も存在するが、殆ど両語は同様の意味で使用されていると解釈できた。しかし、「基礎・基本」が何であるのかといった意味規定、使い方についてはあいまいであり、どのように捉えているのか明確に理解できなかった。

キーワード：教育課程審議会（Curriculum Council）, 学習指導要領（Course of Study）,  
教育改革（Educational reform）, 学力（Scholastic ability）

1. 問題の所在—教育における「基礎・基本」の重要性—

戦後わが国の教育を振り返ってみても、教育における「基礎・基本」の重要性は、すでに昭和33年の学習指導要領の改訂時に指摘されており、その後各種の審議会の答申や学習指導要領改訂の度に、学習内容の精選や構造化の必要性が強調されてきた。

教育改革の流れをうけた第15期中央教育審議会答申においては、このことにかかわって教科内容の「精選」にかわり、あえて「厳選」という用語を使用し、教育内容を「基礎・基本」に絞り込むことが打ち出された。

今回の改訂学習指導要領では、総授業時数が小・中学校とも現在の学習指導要領と比較すると約9割程度に削減され、教育内容についても小・中学校とともに3割削減されたのである。これは、「生きる力」の育成とゆとりを掲げた学校週5日制の実施によるものであるが、さらに上述の削減に替わって小・中学校ともに「総合的な学習の時間」の新設をはじめ、中学校・高等学校では教科・科目の選択履修大幅増加の方向が打ち出されたのである。

このように基礎・基本の確実な習得は、従来にも増して重要な教育上の問題として浮かび上がってくるのである。

さらに一方では、近年特に、基礎学力低下が指摘され、「漢字の読めない社会人、暗算

「できない大学生」などといった学力低下の問題は、小・中学校生から大学生、社会人まで広範囲に及んでいる実状が盛んに言われている。

このような一連の「基礎・基本」の問題は、教育界において大きな緊急を要する課題として論議されているが、「基礎・基本」そのものがいま一つ整理されておらず、そのため多様な捉え方が混在し、様々な意味やレベル、位置づけがなされているのが現状であると思われる。

本研究においてはこうした教育における「基礎・基本」の問題について整理し、考察、吟味することを目的としているが、本小論では、この「基礎・基本」の用語について、戦後からこれまでに我が国の教育界でどのように使用されたかについて学習指導要領と教育課程審議会の答申をもとに使用回数、傾向を分析し、考察を行ったものである。

## 2. 学習指導要領と教育課程審議会答申に使用されている「基礎」と「基本」等についての考察

学習指導要領は、学校教育法施行規則に基づいて作成される教育課程の基準で、学習目標の設定、指導法、評価の手引きとなるもので、昭和 22 年に公表されてから、平成 12 年までに戦後 6 回改訂されている。また、教育課程審議会の教育課程の改善のための答申も数次にわたって出されている。これらの資料をもとに、「基礎」、「基本」等をキーワードにして、使用回数やその使われ方を調べ、その時代的背景を踏まえて用語ごとの傾向性をとらえてみたい。

### (1) 昭和 22 年版学習指導要領

昭和 22 年に 6・3 制が発足し、文部省は同年に学習指導要領一般編を、続いて各教科編を公表した。それには、「基礎」の用語が 10 個使用されているが、「基本」の用語は使用されていない。「基礎」の使われ方であるが、学習過程を支える機能的な基礎として、また、子どもの経験の発展を基軸にした経験主義の教育観に立脚して使用されている。

### (2) 「小学校の教育課程をどのように改善すべきか」答申 (昭和 25 年)

その内容として、小学校 4 年生の国語科で、毛筆習字を独立して課すことができるここと。家庭科は存置する。自由研究は廃止する。教科以外の活動の時間（クラブ活動）を設けるとしている。

なお、「基礎」は 2 個使用され、用いられ方では、「…の基礎となる」と「基礎技術」と合成語として使用されている。

[表 1]

	基礎	基礎的	基本	基本的
22 年版	10	0	0	0
26 年版	24	20	0	17

## (3) 昭和26年版学習指導要領

文部省は、昭和26年に教育課程審議会を設置し、学習指導要領の全面改訂を行った。

その内容は、昭和22年版と比較して基本的な相違はなかったが、「基礎」に関する用語は24個で約2倍に、「基礎的」は20個であった。また改訂版では「基本的」の用語17個が初めて用いられている。

「基礎」の用いられ方は、「中学校は小学校を基礎とし、高校へ発展する」等に、また「体育科は理科、社会科、家庭科などの『教科で得た理解を基礎に』指導されることが望ましい」という表現がみられる。このように学校段階や教科間の関連を意図し、発展的系統を踏まえた用法として使われている。「基礎的」は、能力、知識、技能、学習などに多様に用いられている。

[表2]

	基礎	基礎的	基本	基本的
小学校	2	9	0	1
中学校	1	2	1	4
共通	2	0	1	3

## (4) 「小学校・中学校教育課程の改善について」答申（昭和33年3月15日）

昭和33年の答申は、戦後のアメリカ直輸入の教育への反省と、各教科の系統性重視の教育政策により、「基礎」が5個、「基礎的」が11個、「基本」が2個、「基本的」が8個と目立って増加してきている。

用いられ方として、「基礎」は「基礎学力、基礎能力、基礎の充実」等に、「基礎的」は「基礎的学習、基礎的理解や能力」などに用いられている。

## (5) 昭和33年版学習指導要領

前記の答申を受けたこの学習指導要領は、経験主義や生活単元学習に偏りすぎる傾向があり、学力の地域格差が目立ち、基礎学力の向上が必要とされて、全面改訂がなされた結果生まれたものである。

基礎学力の充実を図るために、小学校の国語と算数、中学校の数学と理科の時間が増加され、社会科では地理・歴史教育の系統性が明らかにされた。道徳の時間も特設された。用語の使用については、下記のように26年版より2~3倍増加している。

[表3]

	基礎	基礎的	基本	基本的
小学校	53	43	16	35
中学校	76	105	27	54

「基礎的」は「基礎」に準じて用いられており、「基本」は「基本形」や「基本リズム」等合成的に使用されている。「基本的」は、図形、しくみ、概念などと結びついて用いられている。

(6) 「小・中学校教育課程の改善基本方針」(昭和 42 年 10 月 30 日)

昭和 30 年のわが国の経済発展や国際的地位の向上に伴い、教育課程改善の答申が出された。「基礎」と「基本」は前回より約 2 倍に増加し、「基礎」が 8 個、「基礎的」が 10 個、「基本的」が 23 個使用されている。

(7) 昭和 43・44 年版学習指導要領

前年度の改善の基本方針を受け、全面改訂がなされた。教育課程は現行と同じく各教科、道徳、特別活動の三領域とし、授業時間数は弾力化が図られ、標準時数となった。

「基礎」と「基本」の使用回数は、中学校で半減している。

[表 4]

	基礎	基礎的	基本	基本的
小学校	21	14	5	28
中学校	34	40	9	36

「基礎」と「基本」等の使用傾向として、「基礎」は「基礎学力」や「基礎能力」等の合成語はなくなり、小学校のねらいとして、「…国民育成の基礎を養う」という広い概念で用いられている。また、社会科では、地理と歴史的分野の学習の基礎の上に公民的分野が誕生し、「公民的資質の基礎を養う」とされた。

「基礎的」は前回同様、知識、理解、能力、態度、概念等多様に使用されている。「基本的」は、知識、技能、教材、学習等と結び付いて用いられているが、小・中学校とも「基本的事項の精選」の用語が多用されている。

(8) 「教育課程の基準の改善—審議のまとめ」(昭和 51 年 12 月)

「基礎的・基本的」という用語が公的にはじめて使用されたのは、上記の中間まとめにおいてである。中央教育審議会報告および臨時教育審議会の答申では、ともに「基礎・基本」の用語が使用され、この両者とも同義語として使用されている。

改善の基本方針として、前回の改訂から約 10 年が経過し、高校の進学率が著しく上昇し 90% を超え、高等学校は国民的教育機関としての性格を強めるに至った。

そこで、小・中・高校の教育を一貫したものとしてとらえ、その内容も「ゆとりと充実」した学校生活が可能となるものとの答申がなされた。

## (9) 昭和52年版学習指導要領

上記の答申を受けて、「ゆとりと充実」をキーワードにした学習指導要領に改訂された。「基礎」と「基本」の用語は、小学校で前回より約40個減少し、中学校でも約50個減少している。具体的には次のとおりである。

[表5]

	基礎	基礎的	基本	基本的
小学校	17	10	9	31
中学校	9	11	4	46

「基礎」と「基本」等の用法であるが、「基礎」では、小学校国語で「表現力及び理解力の基礎」と用いており、言語事項を表現と理解の領域の基礎としている。「基礎的」は、知識、技能、能力、問題等に用いられ、主に学習者の能力面に用いられている。「基本的」は、行動様式、考え方、構造等といった主として内容面に用いられている。

## (10) 「教育課程の基準の改善について—審議のまとめ—」(昭和62年11月27日)

「審議のまとめ」から「基礎」と「基本」に関するものを取り上げると、「国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し」とあり、前回と同じ改善のねらいが掲げられている。

「基礎」と「基本」の用語がどのように使用されているかを調べてみると、

- (a) 基礎的な・基本的な学力や能力といった表現はなく、あくまで基礎的・基本的な教育や学習内容という表現方法をとっている。したがって、「基礎」と「基本」は教育もしくは学習内容の概念または用語であり、児童・生徒の学力にかかわるものとしては使われていない。
- ・(b) 基礎的内容とか基本的内容などと、「基礎」と「基本」とを分けて表現しておらず、あくまで「基礎・基本」または「基礎的・基本的」を一つの用語として使用している。従って「基礎」とは何か、「基本」とは何かを分けて考えていないようである。
- (c) 基礎的・基本的な内容は、国民としてまた望ましい人間形成を図るうえでも必要なものであり、中学校終了時までには共通に履修されなくてはならないものである。
- (d) 基礎的・基本的な内容は、学習指導要領に明示されており、それを各学校や学年段階で確実に身に付けておかなければならぬものである。
- (e) 基礎的・基本的な内容は発達段階に応じて「精選」されなくてはならないものである。

以上のように、昭和62年の「審議のまとめ」で、国の考えている「基礎」と「基本」の考え方がいくらか明瞭になってきたように思われる。

## (11) 平成元年版学習指導要領

情報化、国際化、高齢化社会への変化に対応できる教育政策の立案が必要になり、中教審・臨教審の答申を受け、大規模な改訂がなされた。

その特色として、豊かな心をもち、たくましく生きる児童生徒の育成と、個性を尊重する教育の推進が強調されている。さらに道徳教育の充実を図り、小学校の1・2年生に生活科を新設した。中学校では2・3年生を対象に履修選択幅を拡大し、習熟度に応じた指導が行えるようになった。

「基礎」と「基本」の用語について、平成元年版と昭和52年版とを比較すると、小学校、中学校とも平成元年版のほうが「基礎」、「基本」とともに減少している。具体的には次のとおりである。

[表6]

	基礎	基礎的	基本	基本的	基礎的・基本的
小学校	16	8	1	22	1
中学校	13	8	3	31	1

基礎と基本の用語であるが、前回の昭和52年の学習指導要領と比較すると、小学校が約30%減少し、中学校も約20%程減少している。具体的な使われ方として、「基礎」は「能力の基礎」とか「立体構成の基礎」などの様に「…の基礎」の形で使用されている。

「基礎的」は、「基礎的能力」や「基礎的知識」など「基礎」に準じて用いられている。「基本」の用語は少なく、「基本になる事項」や「基本操作」などの用例が見られ、「基本的」は「基本的な構造」、「基本的な理解」、「基本的な図形」等に使用され、両者の違いは認めがたい。

「基礎的・基本的」の用語は、小・中学校の学習指導要領総則に「…基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育の充実に努めなければならない」とある。この「基礎的・基本的」の用語は、学習指導要領の各教科の目標・内容の部分では使用されていない。

## (12) 平成10年版学習指導要領

今回の改訂は、小学校学習指導要領解説の総則編にもあるように、「完全学校週5日制の下、各学校が『ゆとり』の中で『特色ある教育』を展開し、児童に豊かな人間性や自ら学び、自ら考える力などの『生きる力』の育成を図ることを基本的なねらいとして行ったものである」と述べている。

「基礎」「基本」の用語について平成元年版と比較すると、今回は大きな変化はみられないが、小学校はやや減少し、中学校は若干増加している。

[表7]

	基礎	基礎的	基本	基本的	基礎的・基本的
小学校	8	11	6	20	1
中学校	10	18	0	36	1

これをやや詳細に平成元年版と今回の改訂版を比較すると、「基礎」の用語が小学校で減少し、「基礎的」が中学校で増加している。「基礎的・基本的」の用語は、総則で小・中学校とも各一回使用してあり、前回と同様であった。

「基礎」「基本」の具体的用法として、「基礎」は、「まとめ方の基礎」や「公民的資質の基礎」のように用いられている。「基礎的」は「基礎的資料」や「基礎的な概念」等に使用されている。「基本」は、「国民生活の基本」や「基本の運動」等に、「基本的」は、「基本的な考え方」や「基本的な図形」等に用いられている。社会科では、「基本的人権」等社会科特有の用法も見られた。

次に各教科別の「基礎」「基本」等の使用状況をみると、小学校では多い順に、算数 21、体育 9、社会 5、音楽 4、家庭 2、生活 1、図画工作 1、道徳 1、特別活動 1 で、国語と理科は使用されていなかった。

中学校でも同様に多い順にみると、社会 19、技術・家庭 14、数学 9、音楽 6、美術 6、理科 4、道徳 1、特別活動 1、で国語、保健体育、外国語は使用されていなかった。

[表 8]

学校	小学校					中学校				
	基礎	基礎的	基本	基本的	基礎的・基本的	基礎	基礎的	基本	基本的	基礎的・基本的
総則					1					1
国語										
社会	1	2	1	1		5	3		11	
算数数学	5	2		14		3	1		5	
理科						1			3	
生活	1									
音楽		4					3		3	
図画美術		1					6			
保育	2		5	2						
技家		2				1	5		8	
外国語										
道徳				1						
特別活動				1						
合計	9	11	6	19	1	10	18	0	30	1

### 3. 研究のまとめと今後の課題

以上のように、戦後からこのたび改訂された新学習指導要領までを通すことによって、我が国の教育界において「基礎・基本」がどのように使用されているかを考察したのであるが、この語は「基礎」、「基本」、「基礎的」、「基本的」、「基礎的・基本的」、「基礎・基本」といった微妙なニュアンスの違いはあるもののこれまで教育において数多く使われている。戦後から我が国の教育界では一貫した重要な問題であり、学校教育において徹底しなければならない内容なのである。特に「基礎的・基本的」、「基礎・基本」の両用語間の区別は明確

にされていないようであり、同時に使われている箇所も存在するが、殆ど両語は同様の意味で使用されていると解釈できる。しかし、「基礎・基本」が何であるのかといったそこでの意味規定、使い方については、あいまいであり、どのように捉えているのか明確に理解できない。

たとえば、「人間形成の基礎・基本」として使われたり、「読、書、算の基礎」として使われたり、教科の目標あるいは内容を意味する「基礎的・基本的な知識・技能・態度」と教材の「基礎的・基本的な事項」との間も区別されていない。

このことに関して二つの重要な視点から考えてみたい。まずははじめに、教育における「基礎・基本」用語の明確な概念、意味規定のもとで、「人間形成の基礎・基本」、基礎学力ともいえる「知的、技能的な領域の基礎・基本」いわゆる「読・書・算」の基礎・基本、さらに「各教科やその授業に関する基礎・基本」等、どのようなレベルでの基礎・基本であるか、いわゆる「基礎・基本の観点の多様化」をさらに、もう一步深めて考察・吟味する必要性を感じるものである。

次に取り上げたいことは、さきに述べた内容の中で、特に「各教科に関する基礎・基本」をどのように捉えるのかという問題である。というのも、今回の学習指導要領改訂で目玉として新設された「総合的な学習の時間」をはじめ、学校週5日制と関連した授業時間の減少によって、「各教科の基礎・基本」が確実に徹底されるのだろうかといった危険性を持っているからである。おりしも、「学力低下」の問題が大きく叫ばれ、子どもたちに基礎学力をどのようにして保証していくのかが緊要な問題として浮かび上がっているのである。

今回の学習指導要領の改訂においては、教科内容の厳選を大きく掲げ、「基礎・基本」の確実な定着を進めることとしているのであるが、「教科内容を精選することと教材を削減し、教科書を薄くすることと同じに考えられている」といった、いわゆる教科内容の精選と教材の精選が混同しているとの重要な指摘もある。

教科内容の「基礎・基本」をどう捉えるのかについては実践的課題として重要な問題であり、今後は各教科において十分吟味されるべきであろう。

(注) 本稿は 2000 年 4 月より開始された「教育における基礎・基本」共同研究(代表 伊東健)での成果の一端を報告したものである。